

森林総合利用協議会次第

日時：平成20年4月22日
午前10時00分～

場所：恩賜林記念館 特別会議室

1 開会

2 議事

(1) 県有林の土地貸付について

- ・ 事務局説明
- ・ 質疑応答

(2) その他

3 閉会

○県ホームページを利用した情報公開

恩賜県有財産の貸し付けに関する情報については、次のとおり公開することとする。

1 恩賜県有財産賃借契約情報

貸付面積 1 ha を超えるものについて、次の項目を公開する。

(1) 契約者

ア 企業・団体の場合は、企業・団体の名称を掲載する。

イ 個人の場合は「個人」、個人共有の場合は「個人共有」と掲載する。

(2) 契約期間

(3) 所在地（市町村、字等）

(4) 主な使用区分、施設名

(5) 契約面積

(6) 年間賃料

ただし、個人情報保護条例による個人情報、公表することにより当該施設の保護管理上支障が生じるおそれのあるものについてはこの限りではない。

2 恩賜県有財産貸付料適正化調査の概要

(1) 調査の目的

(2) 調査の委託先

(3) 委託先の選考方法

(4) 調査方法の概要

ア 調査対象不動産

イ 調査の前提条件

ウ 調査期間

エ 調査方針

オ 調査結果

3 公開の方法

(1) 毎年度、6月末日現在のデータを7月末日までに掲載する。

(2) 掲載期間は1年間とする。

4 貸付契約の情報は原則として契約1件毎に掲載する。ただし、電気事業用地等、施設の保護管理上公表できないものについては、契約者ごとにまとめて件数、契約面積、年間賃料を掲載する。

○貸付方法の一部見直し

県有林野の未利用地を貸し付ける場合は、山梨県恩賜県有財産管理条例（昭和24年山梨県条例第48号）及び県有林の森林総合利用計画に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1 貸し付けする県有林野未利用地は、貸付地返還地であって、将来にわたって県等の施策に供する見込みのない土地とする。
- 2 貸し付けにあたっては、次の貸付条件を設定して募集するものとする。
 - (1) 所在地
 - (2) 使用目的
 - (3) 貸付面積
 - (4) 参考貸付料（年額）
 - (5) 貸付期間
 - (6) (定期借地権の設定)
- 3 募集方法は次のとおりとする。
 - (1) 県ホームページへの掲載
 - (2) 県林務環境事務所掲示板への掲示
 - (3) 募集期間は1ヶ月とする。
- 4 貸付基準等
「県有林の森林総合利用計画における土地利用の取扱いについて（内規）」
「県有林の民間事業者に対する新規土地貸付に係る取扱い方針」

○貸し付けにあたっての森林総合利用協議会の意見聴取

- 1 新規貸付の場合
面積1ha以上。但し、民間事業者が森林を森林以外の用途に利用する場合。
- 2 継続貸付の場合
面積5ha以上。但し、民間事業者が森林を森林以外の用途に利用する場合。

貸付地の総括表

平成20年4月1日現在

区分	件数	面積	年間賃料
賃貸借契約件数	1,021	7,430	978,810,408

うち

貸付面積1ha未満のため掲載しないもの	439	92	52,517,158
施設の保護管理上掲載しないもの	275	359	76,614,159
ホームページに掲載するもの	307	6,980	849,633,376

施設の保護管理上掲載しないもの内訳表

契約者	件数	面積	年間賃料
電源開発株式会社	1	2.3132	657,872
東京電力株式会社	194	344.9106	68,100,678
東日本電信電話株式会社	76	0.0037	5,036,072
東日本旅客鉄道株式会社	2	2.3200	437,687
山梨県(企業局)	2	9.0729	2,381,850
合計	275	358.6204	76,614,159

(注)東京電力(株)と東日本電信電話(株)には電柱敷を含む。

公開様式例

県有林の主要賃貸借契約地

平成20年6月末日現在

No.	契約者	当初契約年月日	契約期間		所在地	主な使用区分	施設名	面積(ha)	年間賃料
			始期	終期					
1	学校法人 山梨英和学院	S39.11.11	H1.7.1	H22.3.31	甲府市東光寺町北八反田	建物敷用地		1.7327	792,184
2	個人	S35.7.9	H8.4.1	H28.3.31	甲府市横根町平林	植樹用地		1.6276	51,314
3	個人共有	S14.6.12	H10.4.1	H30.3.31	甲府市草鹿沢町花ノ木平	植樹用地		14.3426	19,419
4	甲府市心経寺区	S14.4.28	H8.4.1	H28.3.31	甲府市心経寺貉山	植樹用地		30.7713	63,295
5	荒川端外四山恩賜林保護財産区	S13.6.16	H14.4.1	H24.3.31	甲府市高町笹ノ田	植樹用地		1.4300	1,716
6	高成造林組合	S12.5.27	H16.4.1	H36.3.31	甲府市上条那町奥仙丈	植樹用地		5.7255	7,951
7	高町造林組合	S12.6.8	H16.4.1	H36.3.31	甲府市高町笹ノ田	植樹用地		3.4260	4,830
8	滝戸山恩賜県有財産保護財産区	M34.6.13	H14.4.1	H24.3.31	甲府市中畠町滝戸山	植樹用地		3.0645	5,025
9	日陰山恩賜林保護財産区	S20.2.13	H19.4.1	H29.3.31	甲府市右左口町日蔭山	植樹用地		1.9616	3,217
10	牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合	S29.3.31	H15.4.1	H35.3.31	韮崎市穂坂町三之蔵牛ヶ馬場	雑用地		82.4146	154,528
11	第1御座石前山恩賜県有財産保護組合	M42.10.28	H15.4.1	H35.3.31	韮崎市清暫町青木御座石前山	雑用地		19.0407	57,554
12	第1鈴嵐恩賜林保護財産区	S29.7.23	H15.4.1	H35.3.31	韮崎市神山町武田鈴嵐	植樹用地		7.0349	20,652
13	韮崎市	S38.2.1	H14.4.1	H34.3.31	韮崎市神山町武田鈴嵐	雑用地		1.8596	42,770
14	雨鳴山恩賜林保護財産区	S14.1.30	H18.4.1	H28.3.31	南アルプス市秋山雨鳴山	植樹用地		76.6803	134,190
15	高尾山外一字恩賜県有財産保護財産区	S16.5.20	H10.4.1	H30.3.31	南アルプス市高尾高尾山	植樹用地		2.7977	4,364
16	高尾山外一字恩賜県有財産保護財産区	S15.5.6	H14.4.1	H34.3.31	南アルプス市高尾高尾山	植樹用地		14.8532	23,170
17	高尾山外一字恩賜県有財産保護財産区	S15.5.6	H14.4.1	H24.3.31	南アルプス市高尾高尾山	植樹用地		20.6100	32,151
18	山梨県木材製品流通センター協同組合	H11.2.12	H11.3.1	H41.3.31	南アルプス市上今諏訪中河原	建物敷用地	県産材流通中央拠点	3.4610	5,980,416
19	城山外一字恩賜県有財産保護財産区	S13.7.11	H8.4.1	H28.3.31	南アルプス市中野城山	雑用地		169.1935	263,476
20	中尾山外一字恩賜県有財産保護財産区	S14.4.27	H18.4.1	H28.3.31	南アルプス市上市之瀬中尾山	雑用地		145.8391	252,423

公開様式例

県有林の主要賃貸借契約地

平成20年6月末日現在

No.	契約者	当初契約年月日	契約期間		所在地	主な使用区分	施設名	面積(ha)	年間賃料
			始期	終期					
21	中尾山外一字恩賜県有財産保護財産区	S18.6.14	H14.4.1	H34.3.31	南アルプス市上市之瀬北尾根	植樹用地		3.2152	4,983
22	南アルプス市	S45.1.30	S41.4.1	H24.3.31	南アルプス市塩ノ前三十六ヶ村入会	植樹用地		1.0900	4,556
23	南アルプス市	S48.8.20	H15.4.1	H35.3.31	南アルプス市秋山雨鳴山	雑用地	雨鳴山公園	7.9416	132,122
24	南アルプス市	H17.10.31	H17.11.1	H37.3.31	南アルプス市中野城山	植樹用地		23.0905	35,790
25	セラヴィリゾート株式会社	S35.1.23	S63.10.1	H31.3.31	北杜市高根町清里念場原	建物敷用地	清里高原ホテル	12.0162	10,894,397
26	山梨県(農政部)	S49.10.29	H16.4.1	H26.3.31	北杜市小淵沢町小淵沢大平	農耕用地	第Ⅰ期肉牛牧場	193.9219	7,575,563
27	山梨県(農政部)	S56.5.25	H14.4.1	H34.3.31	北杜市小淵沢町小淵沢棒道下	雑用地	県営馬術競技場	19.0308	8,084,283
28	山梨県(農政部)	T14.7.15	H19.4.1	H24.3.31	北杜市大泉町西井出石堂	農耕用地	県立八ヶ岳牧場天女山	274.8943	9,315,489
29	山梨県(農政部)	H3.8.26	H13.4.1	H23.3.31	北杜市大泉町西井出石堂	牧場用地	県立八ヶ岳牧場天女山2	5.8120	215,044
30	山梨県(農政部)	S52.3.17	H18.4.1	H28.3.31	北杜市大泉町谷戸並木上	農耕用地	第Ⅱ期肉牛牧場	117.9882	4,032,781
31	山梨県(農政部外)	H5.3.26	H5.4.1	H35.3.31	北杜市大泉町西井出石堂	建物敷用地	まきば公園エントラスゾーン	1.6917	1,005,927
32	学校法人 横浜学院	S36.11.28	H16.4.1	H36.3.31	北杜市高根町清里念場原	建物敷用地		2.1760	1,159,964
33	学校法人 五島育英会	H4.4.28	H4.4.23	H35.3.31	北杜市高根町清里念場原	建物敷用地		1.6123	859,470
34	学校法人 山脇学園	S40.4.24	H17.4.1	H37.3.31	北杜市高根町清里念場原	建物敷用地		2.0692	1,103,032
35	学校法人 駿河台西学園	H2.3.22	H2.4.1	H32.3.31	北杜市高根町清里念場原	建物敷用地		2.2629	1,206,288
36	学校法人 昭和学院	S39.10.24	H17.4.1	H37.3.31	北杜市高根町清里念場原	建物敷用地		2.0055	1,069,077
37	学校法人 青山学院大学	S36.11.28	S59.4.1	H26.3.31	北杜市高根町清里念場原	建物敷用地		4.5819	2,442,482
38	学校法人 日本大学	S41.3.31	H17.4.1	H37.3.31	北杜市高根町清里念場原	建物敷用地		2.5383	1,353,096
39	学校法人 武蔵野美術大学	S38.5.28	S61.4.1	H28.3.31	北杜市高根町清里念場原	建物敷用地		2.3693	1,263,007
40	学校法人 文教大学学園	S38.2.26	H8.4.1	H38.3.31	北杜市高根町清里念場原	建物敷用地		2.6464	1,410,721

県有林の森林総合利用計画における土地利用の取扱いについて（内規）

県有林は、御下賜の趣旨を踏まえた経営理念の厳守を第一義とし、山梨県恩賜県有財産管理条例及び山梨県恩賜県有財産土地利用条例等の規定に基づき森林の管理、経営を行ってきた。

一方、新たな県土像である「誇れる郷土・活力ある山梨」の実現、すなわち、恵まれた美しい自然環境のもと、産業が強く躍進し、喜びに満ち溢れた暮らしが営まれる社会を目指していくうえで、森林と人との共生は益々重要な課題となっている。

このため、今後の県有林の土地利用に当たっては、平成7年11月策定された「県有林の森林総合利用計画」における森林機能区分を踏まえ、その機能の適正な発揮に資するため、

- (1) 森林を大規模に伐採する開発等、専らその土地に着目する利用
- (2) 県有林以外でも代替し得る利用

は、原則として排除し、森林の環境や景観を生かすなど、県有林を利用する必然性を有するものに限定することを基本方針とする。

この基本方針を踏まえ、県有林の森林総合利用計画における土地利用の取扱いについては、次のとおり行うこととする。

（目的）

第1 土地利用の目的は、次のいずれかの場合に限るものとする。

- (1) 公用若しくは公用又は公益的な用に供する場合
- (2) 県の策定する長期計画に基づく事業の用に供する場合
- (3) その他、県民福祉の増進に必要な事業の用に供する場合

（対象地）

第2 土地利用の対象地は、原則として林地保全地帯又は風致保存地帯に属さない次の箇所に限るものとする。

- (1) 保健休養利用については、原則として保健休養地帯に位置づけられた箇所
- (2) 保健休養的利用については、複合利用が可能な箇所
- (3) 第1の目的を達成するため特別の必要がある場合であって、森林機能区分による当該機能への影響が最小限と認められる箇所

(内容)

第3 土地利用の内容等については、次のとおりとする。

- (1) 土地利用については、環境への影響、事業の熟度・緊急性及び地域振興の促進への寄与等の観点から必要性について十分検討したうえで行うこととする。
- (2) 土地利用の範囲、規模及び施設内容については、恩賜県有財産土地利用条例等に定める基準によるほか、県有林の土地利用に当たっての基本方針に基づき決定する。

(事業主体)

第4 土地利用の事業主体は次のとおりとする。

- (1) 国、県、市町村、その他の公共団体
- (2) 県又は市町村が資本出資を行う法人
- (3) 法令に基づく電気、通信、水道等の公益事業を行う者
- (4) 別に定める取扱い方針に基づく民間事業者

(森林総合利用協議会)

第5 県有林の適正な土地利用を図るため、知事は、必要に応じ森林総合利用協議会に協議し、意見を聞くものとする。

県有林の民間事業者に対する新規土地貸付に係る取扱い方針

これまで、平成7年12月に定めた「県有林の森林総合利用計画における土地利用の取扱いについて（内規）」に基づき、県有林における新規土地貸付の事業主体を市町村や公益事業を行う者に限る中で適切な活用に努めてきたが、観光や地域産業・文化の振興など、県民福祉の向上につながる事業の用に供する場合は、民間事業者に対しても新たな貸し付けを行うこととし、その取扱い方針は次のとおりとする。

1 内規第1の目的（3）の県民福祉の増進に必要な事業の用のうち、民間事業者が設置できる施設は、次のとおりとする。

- (1) 研究施設又は研修施設
- (2) 美術館、博物館等の文化教養施設
- (3) 環境学習施設等の教育関連施設
- (4) エコツーリズムに利用する森林公園等の林間型活動施設
- (5) 地球温暖化防止等、環境保全のために民間事業者が自ら整備する森林

2 上記1に規定する施設の対象地は、内規第2の規定に加え、次の要件を満たすものとする。

- (1) 工作物を設置する場合は、原則として無立木地など森林の伐採を伴わない箇所で、森林として利用することが困難な箇所であること。
- (2) やむを得ず森林の伐採を伴う場合にあっては、貸付面積1ヘクタール未満とする。ただし、森林を森林として活用する場合又は県の長期総合計画に位置付けられた事業については、この限りではない。

3 内規第4の事業主体（4）とは、次のすべての要件を満たす民間事業者とする。

- (1) 法人であること。
- (2) 税金の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法等により更生、再生手続きをしていないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の対象者でないこと。

4 内規第1の目的（3）の土地利用のうち民間事業者が事業主体となる場合については、対象地の属する市町村の意見を聞くものとする。

資料2

森林総合利用協議会運営規程

(趣旨)

第1条 森林総合利用協議会（以下「協議会」という。）の運営については、森林総合利用協議会設置要綱（平成9年3月28日施行）に定めるほか、この規程に定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 協議会の会議は、座長（座長が選任されるまでは、知事）の承認を得て県有林課長が招集する。

2 県有林課長は、協議会を開催するときは、会議開催の1週間前までに審議会等の会議の公開等に関する指針（平成20年2月5日制定）第5条第1項各号に掲げる事項を周知しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、会議開催を決定した後直ちに周知するものとする。

3 前項の規定は、座長が議事の内容等から非周知にするのが相当であると認めるときは、これを適用しない。

(委員の代理)

第3条 関係機関、団体を代表する委員に事故あるときは、同じ関係機関、団体の職員にその職務を代理させることができる。この場合において、あらかじめ座長の承認を得なければならぬ。

(委員の交替)

第4条 関係機関、団体を代表する委員に異動があった場合は、その後任者が委員の職を引き継ぐものとする。

(書面による議事)

第5条 座長は、やむを得ない事由により協議会の会議を開く余裕のない場合においては、議事の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を聞くことができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開して行うものとする。審議会等の会議の公開等に関する指針第4条第2項に規定する傍聴を認める者の定員は、公開する会議を開催する都度、県有林課長が定める。

2 前項の規定にかかわらず、座長が必要と認めるときは、その数を増やすことができる。

3 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

(会議の非公開)

第8条 会議の議事が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、座長は、会議を非公開とすることができます。

一 議事中に山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）第8条各号のいずれかに該当する情報が含まれるとき。

二 座長が、議事の内容等から非公開にするのが相当であると認め、会議に諮り、出席し

た委員の3分の2以上の同意を得たとき。

(秩序維持)

第9条 座長は、会議の議事を整理し、秩序を保持するとともに、必要があると認めるときは、秩序を乱した者を退場させることができる。

(会議録)

第10条 協議会の会議については、会議録を作成するものとする。

2 会議録は、山梨県森林環境部県有林課に保管する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この規程は、平成20年3月24日から施行する。

森林総合利用協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、森林総合利用協議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の決定等)

第2条 傍聴定員は、会議の都度、県有林課長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 森林総合利用協議会の事務局は、傍聴希望者（報道機関の関係者（以下「報道関係者」という。）を除く。以下同じ。）を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴者とし、定員を超える場合は抽選により傍聴者を決定する。

4 前項の規定により決定した傍聴者及び報道関係者には傍聴券を交付するものとする。

(取材活動に対する配慮)

第3条 報道機関の取材活動については、可能な限り配慮するものとする。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、会議の会場に入場することができない。

一 傍聴券を所持しない者

二 議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴者等の守るべき事項)

第5条 傍聴者及び報道関係者（以下「傍聴者等」という。）は、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害になるような行為をしてはならない。

(秩序の維持)

第6条 座長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者等に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 座長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴者等が指示に従わないときは、傍聴者等を退場させることができる。

(傍聴の心得)

第7条 公開の会議を開催する場合には、別に定めた傍聴の心得を傍聴券の裏面に印刷し、これを傍聴者等に交付するものとする。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年3月24日から施行する。